

平成30年度第4回教育委員会（7月定例会）議事録

- 1 日時 平成30年7月3日（火）
午前9時30分から午前11時35分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子
委員（教育長職務代理者） 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 惠璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価について
議案第2号 熊本県社会教育委員の委嘱について
議案第3号 熊本県スポーツ推進審議会委員の任命について
議案第4号 県立学校長の人事異動について
議案第5号 教職員の懲戒処分公表延期について

（2）報告

- 報告（1） 不祥事防止に向けた教育委員会の対応について
報告（2） 大阪北部を震源とする地震に係る学校支援チーム派遣について
報告（3） 平成30年度第1回熊本県いじめ防止対策審議会について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）議事録署名委員の選出

教育長が櫻井委員を指名し、了承された。

（3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第2号から第5号、報告（3）は個人情報等が含まれるため、非公開とし、それ以外を公開とした。

（4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号、報告（1）（2）を公開で行い、続いて非公開で議案第2号から第5号及び報告（3）を審議することとした。

（5）議事

○議案第1号 「熊本県教育委員会の点検及び評価について」

教育政策課長

「第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価」についてです。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に、教育委員会は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検

及び評価を行い、報告書を作成することとされていることから、本日御審議をお願いするものです。

本日、議案として提出している点検及び評価報告書（案）は、教育委員会における平成 29 年度の取組についてまとめたものです。報告書本体は別冊のとおりですが、本日は、別にお配りしております「概要」に沿って御説明させていただきます。

概要の 1 ページをお願いします。先ほども申しあげましたとおり、地教行法の規定に基づき、点検及び評価を実施しました。具体的には、4 行目ですが、教育施策の実施状況については、「第 2 期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に沿って、平成 29 年度の取組状況を整理しました。今月 20 日に開催を予定しております、「教育プラン推進委員会」において、外部有識者の皆さまに御意見を伺う予定としております。

次に報告書の内容についてです。2 部構成となっております。第 1 部は、教育委員会の活動状況です。この中では、会議や学校訪問等の実施状況、広報活動等の実績をまとめております。

次の第 2 部は、「第 2 期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況です。まずは指標全体の概要について、A 4・1 枚にまとめております、表題が「教育庁関連の指標の動向」という文書を御覧ください。

教育庁関連の指標の動向について、お示ししているところです。全 32 指標のうち、23 指標が上向き、3 指標が横ばい、残る 6 指標が下向きとなっております。熊本地震の影響も見られますが、概ね順調に推移していると考えております。

指標の数が多いことから、ここでは重点的な取組である「夢を叶えるミッション」のうち、特に目標値に及ばないもの又は策定時と横ばいの指標及び熊本地震への対応について触れさせていただきます。

最初に、「(1) 子どもたちの夢をはぐくむ」です。「①家庭教育支援にしっかり取り組みます」では、「くまもと家庭教育支援条例」の認知率を指標としております。平成 29 年度は 25.5%と策定時から 4 ポイント上昇しています。主な取組は、家庭教育推進フォーラムの開催、「親の学び」講座の開催等でございます。

今後も、認知率が低い 20 代から 30 代への周知強化を図るため、フォーラムの開催や啓発チラシの配布等を行って参ります。また、親の学び講座は就学前団体で実施率が低いため、県内の全市町村に「推進園」を設定し、親の学び講座の普及を強化して参ります。

次の「②いじめのない学校をつくります」では、「学校は楽しいと感じる児童生徒の割合」を指標としておりますが、平成 29 年度は、策定時との比較で概ね横ばいです。主な取組は、熊本県いじめ問題対策連絡協議会の開催、研究校の指定、「心のアンケート」の実施、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置でございます。

特に被災の激しかった地域では心のケアが必要な児童生徒が増加している状況です。いじめや被災などにより心のケアが必要な児童生徒等を支援するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の工夫・充実を図って参ります。

2 ページをお願いいたします。「⑤英語を話せる子どもを増やします」では、「中学生の英語が「好き」「分かる」生徒の割合」を指標としております。平成 29 年度は、策定時との比較で概ね横ばいです。主な取組は、「Kumamoto English Standard」、「目指す英語授業作りのポイント」の作成と活用、指導法研修会の実施等です。

今後は、教師の指導力向上を目指すとともに、大学入学共通テストにおいて、4 技能を測定する民間試験が導入予定であることから、4 技能のバランス良い育成をテーマとした中学校英語担当教員全員研修を開催します。

4 ページをお願いします。「(3) 子どもたちの夢を支える」です。「③学力の向上につながる教育の情報化を推進します」では、「ICT を活用して指導できる教員の割合」を指標としております。平成 28 年度の数値ですが、81.2% となっており、策定時から 11.5 ポイント上昇しています。主な取組は、未来の学校創造プロジェクトの研究推進校の取組を中心とする好事例の収集整理、ICT コンテストの開催、教員の ICT 活用指導力向上に向けた ICT 活用研修プログラムの開発などです。

今後は、未来の学校創造プロジェクトの研究推進校以外に対しても、支援を希望する市町村や学校の要望に応じ、ICT ファシリテータを派遣したり、ICT 活用研修プログラムを活用するなど、教員の ICT 活用能力の向上に努めて参ります。

5 ページをお願いします。次に、「2 平成 28 年熊本地震への対応」について、教育庁の主な 5 つの取組みについてまとめております。まずは、「(1) 児童生徒の心のケア」です。被害の大きかった地域の教育事務所や県立学校・県立特別支援学校等への配置拡充、手話ができるなどの専門性を有するスクールカウンセラーの派遣を行いました。今後も、依然として心のケアが必要な児童生徒が増加しているため、全ての支援要請に対応できる体制を継続するとともに、スクールカウンセラー派遣や、熊本市教育委員会とも連携した「心のケアサポート会議」の開催等を行って参ります。

次に、「(2) 児童生徒の心のケア及び学力支援等」です。被災のあった市町村の教育委員会等からの加配要望を受け、教諭及び養護教諭等の配置を行いました。今後も、市町村等と連携して児童生徒の状況把握を丁寧に行いながら、国に対して必要な教職員の配置を要望して参ります。

「(3) 学校、体育館等の復旧と機能強化」です。熊本地震では、学校施設をはじめ多くの教育施設が被災しました。平成 29 年度末の時点では、公立学校施設の約 93% が復旧するなど、復旧が進んでいます。今後、公立学校施設の復旧に向けては、不調等復旧の遅れが懸念されるため、業界団体・市町村と意見交換・情報の共有化を図りながら、計画的に工事発注を行うとともに、避難所機能の強化にも努めて参ります。

6 ページをお願いします。次に、「(4) 熊本型防災・復興教育の推進」です。「学校防災マニュアル作成の手引」や「防災教育と心のケアハンドブック」の作成、防災主任研修会の立ち上げ、兵庫県学校支援チーム養成講座への職員派遣を行いました。今後は、防災教育の授業実践や、新たに防災主任を指導できるリーダー育成のための「熊本県学校支援チーム隊員の養成研修会」を実施します。さらに災害時の被災地における教育活動の早期復旧を支援するための「熊本県学校支援チーム」を設置しました。また、地域との更なる連携体制構

築のため、総合型コミュニティ・スクール設置の検討を進めて参ります。

最後に、「(5) 熊本城をはじめとした歴史・文化の再生・継承」です。熊本城の復旧を推進するため、熊本市・国と連携した復旧推進会議等の開催により、熊本城復旧基本計画の策定に向け熊本市を支援しました。また、熊本城、阿蘇神社をはじめとした被災文化財について、「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」により、指定文化財から未指定の歴史的建造物・動産文化財まで切れ目なく手厚い補助制度を整備しました。今後は、熊本城及び阿蘇神社の復旧に向けて、関係市及び国と連携した復旧を推進するとともに、復旧復興基金活用による歴史的建造物の早期復旧にも努めて参ります。

以上御説明しました熊本県教育委員会の点検及び評価については、来る 7 月 20 日に開催予定の第 2 期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会において、学識経験者などから御意見をいただくこととしています。その御意見を踏まえ、8 月の定例教育委員会において改めて御審議いただいた後、9 月の県議会に報告し、その後に公表することを予定しています。

御審議の程、よろしくお願ひします。

教育長

ありがとうございました。概要版で説明していただきました。質問等はございませんか。

吉田委員

本来は教育委員会が提出して評価していただく立場なので、委員として発言するのもどうかと思うのですが、細かいところが十分見えておりませんので教えていただきたいと思います。その 1 つは 1 ページの「くまもと家庭教育支援条例」の認知率で、策定時が 21.5% で、目標値の 60% に対して 25.5% と若干上がってはいます。この点についてですが、他の条例も含めて一般市民は知らない人が多いのではないかと思います。そうしたことから認知率を指標とするのには気になるところがあります。このあたりについて第 2 期くまもと「夢の架け橋」教育プラン推進委員会で御助言いただければと思います。

それから 2 点目ですが、この「熊本の心」を活用した道德の時間を地域や保護者に公開した学校の割合が 99% や 98% になっているのは非常に満足できると思います。また細かいことを言うようですが、保護者の出席率や地域の違いなどについても分析する必要があると思う。PTA の会合に出席される方にはメッセージを送る必要が無いが、いろいろな事情から出席していただけない方がいらっしゃるのも事実です。

また、3 ページの海外高校への留学者数は非常にわかりやすいですね。19 人が 81 人に、これは 100 人が目標ですから、相当上がっていますね。わが国全体では海外を指向する若者が減っている中で、数値的には 4 倍近くになっており、今後の対応を考える手がかりとしてわかりやすいと思いました。

もう一つ、5 ページに「手話ができる等の専門性」の「等」は手話以外の何か特性をお持ちの方がいらっしゃる意味なのでしょうか。それともカウンセラーで、手話以外で特殊な能力をお持ちの方がいらっしゃるのでしょうか「

また、そもそも手話ができるスクールカウンセラーがどれくらいいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います

特別支援教育課長

特別支援教育課でございます。手話ができるカウンセラーが県内でどれくら

いられるのかという御質問でございますけれども、他県から鹿児島とか、それから長崎県からとか呼んでいただいている状況でございます。手話ができる方はたくさんいらっしゃるのですが、ただカウンセリングができるかというのと、ちょっと別になります。ただこうやって手話ができる、聴覚障害の子どもたちは手話できるというだけで安心して色んな相談ができるという大変有効なものと思っております。

教育長

もう1つのお尋ねが「手話ができる等」がどこに係ってくるのかというお尋ねについては、他の専門性を持っているカウンセラーなのかという御質問だったと思っております。

吉田委員

もしそういった手話以外の専門的な事をされているのであればお伺いしたいと思っております。

教育長

専門性を有するは、どこに係っているのか。(少し待つて答えがでないのので後にしましょうか。ここは、日本語の問題なので後で確認させていただきます。

その他、御質問はございませんか。(少し待つて)

事務局の方からなにか全体を通して先ほどの説明の中で補足説明とか、ここは強調してみたいなところがあれば、お願いします。

社会教育課長

社会教育課でございます。先ほどくまもと家庭教育支援条例の認知率の関係で、この家庭教育支援条例の主な柱である親の学び講座がございまして、この実施率をちょっと御報告させていただきます。講座数が、平成25年度に960だったのが、平成29年度は2.3倍の2,197の講座数になりました。受講者数は、平成25年度が約38,000人のところ、2倍の79,000人弱になっております。このように取組自体は非常に進んでおりまして、ただなかなかこの取組と条例に基づいた事業であるとなかなか認識されておりませんので、この講座のトレーナーの方にはですね、条例に基づいた取組であるということを伝えてもらうような形で認知率も上げていければなと考えています。以上でございます。

吉田委員

そんなにたくさんの方が受講されているのですから、いま挙げられた数値をアピールしてほしい。

社会教育課長

ありがとうございます。

教育長

今のデータは報告書の12ページの方に載せています。少しずつ増えてはいるものの本当に大きな大きな悩みですけども、やっぱり届いてほしいところになかなか届かないというですね。

その他何かございますか。

吉井委員

すみません。基本的な生活習慣の育成のところの平成29年度の主な取組実績についてのところです。スマホ等の利用について家庭でのルール作りを促し

たというところがありますけれども、自分の子供も使うのでよく思うのですが、促すだけでは足りないのではないかと。もっとはっきりと具体的に決めた後、その確認をするようなことしないと、どうしても「しようね。」で終わってしまって、結局子供にも親にも伝わらないのではないかなと思います。

確認をするようなことを一つ入れていただきたいなと私は個人的には思います。

それと、もう1つが、地域における子育て支援のところに放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的または連携して実施というのがありますけれども、放課後子ども教室は学校統廃合の影響もあり、減少しており進んでいないというところがありますけれども、まず1つ放課後子ども教室の周知が足りないと思います。それとこの文章からすると統廃合の影響があって減っているということは、統廃合のされるような小さな学校に今まで多かったということになります。そういう小さな学校で、放課後子ども教室をしていた、そして統廃合の影響で減っているという風に読めると思うのですが、その上にある放課後児童クラブと一体的または連携して実施というのがあります。地方にある小さな学校では児童クラブ、これは学童保育ですよ。学童保育はできない場合があります。多いんです。私も学童保育をやろうと思って結局できませんでした。単独で放課後子ども教室をやってきたんですけども、結局は連携を進められたために放課後子ども教室もできなくなったということが私にはありましたので、まず放課後子ども教室の周知が足りないのもっと周知をしてほしいというのとなかなか一体的または連携して実施というのは、地域によってたぶん差がありますので、弾力的にやっていただくことを1つ入れていただくと嬉しいかなあと思います。

あとはすみません。幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携で、幼・保等、小、中連携実践研究事業の研究発表会があったらしいです。もしこういうのがありましたら是非ちょっと情報を流していただけますと見に行ければいいなと思いました。他にもなんか近くでいろんなものがある中で知らないまま終わってしまっているとか意外にありますので、これとは関係ありませんが教えていただくと嬉しいかなと思います。

そんな感じですかね。

教育長

ありがとうございました。社会教育課2つ質問がございました。

社会教育課長

はい。社会教育課でございます。まず1つ目の携帯・スマホの利用ルールとの関係ですね。実はうちの方で先ほど申しました親の学び教室、親の学び講座あたりですね、保護者の方々にですねこのような携帯電話・スマホの利用五箇条こういうのを作っていただいてこれにですね、利用五箇条ですので、5つのルールを作りましょうということで、約束しよう10時から朝6時まで使わない、尊重しよう画面の向こう側の相手の事、判断しよう知らせていいこと悪いこと等、そういうことをいろいろ利用するにあたっての注意点を家族と一緒に決めましょう。併せて第5条は空欄になっております。これについてはそれぞれの家庭で、こういうこともちょっと決めようねということ親子で話し合ってからルールを1つ決めるということで認識しながら進めていこうと家庭でのルールを作っていこうという取組を進めています。これについても常に親の学びプログラムの中で、パンフレットを配って、こういうことをできるだけ

家庭の中で決めていきたいと思いますというような取組を実施しているところでございます。

もう1点の放課後子ども教室。こちらのほうが、文部科学省の国庫事業の中です。放課後子ども教室というのをやって、開催するところに市町村を通して補助しているというような取組でございます。併せて放課後児童クラブこれは、厚生労働省の事業でやっております。そういう形で省が違うので、それぞれ担当課も違いますので、庁内で連携して周知を図るようには、周知の方法としては、地域学校協働活動の推進委員の方々が各市町村にいらっしゃいます。またそれを広域で統括する統括コーディネーターという方もいらっしゃいます。そういう方々を通してこういう事業がありますので、それぞれの地域の実情に応じて、どういう形で進めるかを協議しながら、教室の開催や維持を検討していただくというような取組を進めております。

以上でございます。

吉井委員

すみません。スマホ五箇条はですね。これはうちの子供ももらって帰ってきました。だいたい入学式とか始業式の時に持って帰ってきて、たくさんあるプリントと一緒にどさっと持ってくるんですね。それで終わりなんです。もう一度それを学校でやっているかの確認が必要ではないかなということをお願いしたい。

教育指導局長

今のルールは点ですけども、各学校もPTA総会等ですね、話をしたりあるいは専門家の方に来ていただいて、その点の重要性についてお伝えしたりしていると事でございます。ただなかなか先ほどのお話でもありましたけれども、そういうルールを作っていたきたいところには来ていただけないという実態もありまして、各学校で調査している心のアンケートではなかなか伸びていないというのが実態でございます。

教育長

後は、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体化は、文部科学省と厚生労働省という長年の組織的な課題もあるので、努力し続けていくしかないかなと思います。引き続きよろしく申し上げます。よろしいでしょうか吉井委員。

吉田委員

所管の官庁が違うだけで努力しても努力してもなかなか調整がつかないこともあるだろうが、常に意識しながら前進していくことが必要だと思います。

教育長

ありがとうございます。

櫻井委員

すみません。教育委員会の評価ですので、評価の中で、22ページの「学力の向上につながる教育の情報化を推進します。」ということなのですが、数値が伸びているが、なんか中身が本当にあるのかと大変心配しています。というのが教育情報化の定義がですね、例えばスマホなりタブレットを使ってあらゆる情報を収集して、そして自分の考え方を述べることができるというのが教育の情報化なのか、それとも自分の意見を発信するスキルを伸ばすのを目的としているのか。今後の方向性が読めなかったものですから不十分ではないかと思えます。このまま進めていっていいのかどうか、ひとつ心配するところがあった

のでちょっと聞きたい。あくまでもこれは教育委員会の点検と評価を見せていただいて、それに対して評価していただいているのだけどなんかちょっと違うんじゃないかなと感じました。単純に情報機器を使いこなすということはですね、中学校や高校になるとほとんどいなくなる時代が来ております。最先端ですけど、マイクロソフトの365ビジネスというのを買いますと、もう日本語で書くとプログラムができます。これは絶対間違いません。AIですからバグがない。そういうアプリがもうできるようになりました。ひょっとしたら教育の情報化という時には、もうプログラムの仕方を教えるのじゃなくて、日本語を教えるということが重要になってきます。この教育の情報化とは難しいなあとは思っているのですが、今後の方向性がこれでいいのかという問題意識を持ったものですから、ここでは評価が上がっているのです、はいはいでいいのですが、ちょっと感じましたので言いました。

教育政策課長

教育政策課でございます。ものすごく難しい問題です。コンセプトや今後の方向性は、何をもってではございますけども、このページに関してでございますとICTを活用して指導できる教員の割合というところをレポートさせていただいております、それに向けてどんなことをやりましたか、それについてはどうやっていくのですかと求めた時に載せていただいております。櫻井委員がおっしゃるように教育の情報化でなにを求めるか、その目標、何をするのかというところは進めているとは思いますが、ICTを活用して指導できる教員というところと今後の方向性ということとなっております。答えにはなっておりますけれども。

櫻井委員

いえ、点検ですので点検していただいてこのままやるのか、それとも進めていくのか、止めちゃうのか、と私は思っているのですよね。ぜひそこは、止めることも含めて評価していただいたことを検討していければいいのではないかなと。

教育長

今後の方向性という意味です。ね。

吉田委員

今の話で思い出したのですが熊本県は細川知事の時代にPCを各学校に入れるという「マイタッチ計画」をした一とさせました。それがわが国の先頭を走っていて全国の学校から見学に来られるといった状況にありました。それが現在ではどのくらいに位置しているのかわかりません。私たちの年代は、日本が1900年代の後半にかけてICチップや情報機器で世界のトップを走っていたことを知っています。そんな状況が現在の教育にも当てはまると思っている人が多いかもしれません。しかし、いつの間にか先を走る国の後塵を拝しているのです。今、櫻井委員がおっしゃったので刺激を受けたのですが、国が進めている情報化の路線に沿うことはもちろんですが、熊本県独自で先を見る教育の在り方を、まさに「未来への懸け橋」という観点から今を超える理念を打ち立てられるといいなと思います。

教育政策課長

今後の方向性についてにですね、今いただいた御意見あたりを（評価に）1つ項目を作りまして、書かせていただきたいと思います。

教育長

貴重なご意見ありがとうございました。

堀内委員

すみません。78ページについて質問させていただきたいのですが、平成28年度熊本地震への対応というところで、取組実績等を書かれてあるのですが、本当に熊本地震以降それぞれの学校で防災マニュアルの見直しをされて作成をされたり、先生方もいろんな研修に出て、それぞれ皆さん一生懸命させていただいているんですけども、すみません。1つですねそういうマニュアルを作ったことや研修に行ったことがどのように子どもたちに反映されているのかどうかをここに謳っていただけるととてもわかりやすいかなと。先生がこういう研修に行きました。こういうマニュアルの見直ししましたというところは、当たり前前の事だと思うのですよね。これによってどういう風に子どもたちの防災教育が変わってきたかですね。今まで確か子供の小学校の時は、地震の避難訓練は無かった気がするのですよね。不審者とかの訓練はあったのですが、私は静岡県出身ですので、年に3回地震の避難訓練があるような、入学するときに防災頭巾をみんな購入して、防災頭巾を持って行って、学校に行くようなところで育ちましたので、地震の避難訓練が無いというのにとっても戸惑いを感じたのを覚えています。なので、どのように変わってきたのか、子どもたちにですね、どのような防災教育をしているのかをですね、少しここに付け加えていただくと後々、県民の皆さんに公開するということですので、やっぱり一番心配事って身近にあった事だと思うのですよね。なので、ぜひ大阪地震もあつたりして、色々昔の事を思い出して行って、皆さんストレスを感じていっていると思いますので、そのあたりを付け加えていってもらえると読まれた方は安心するかなと思います。

教育政策課長

入れさせていただきます。

教育長

その他よろしいでしょうか。

いただいた意見について修正させていただき、また8月の定例教育委員会でご相談させていただきたいと思います。

各委員

了承。

○報告（1）「不祥事防止に向けた教育委員会の対応について」

学校人事課長

不祥事防止に向けた教育委員会の対応について、御報告いたします。

これまでも機会あるごとに不祥事の根絶を訴え続け、教職員と共に問題意識の共有を図ってきましたが、今年に入りまして、不祥事事案が相次いで発生しております。

本日は今年度に発生しました不祥事事案（4件）につきましてその概要と教育委員会の対応につきまして御報告いたします。

では、まず4件の事案について説明をいたします。

まず、1件目は、「県立宇土高校教諭による学年徴収金の横領」です。平成29年6月から平成30年3月までの間、学年徴収金担当であった男性教諭（3

3歳)がテキスト代等約234万円を横領したものです。5月9日(水)付けで当該教諭を懲戒免職、校長を戒告の処分を行いました。

2件目は、県立高校教諭が同校のPTAから告訴(詐欺)された事案です。部活動に必要な経費を、PTA及び部活動後援会の双方から支出させ、私的に流用したとして、5月30日(水)にPTAから詐欺の疑いで告訴状を提出されたものです。警察が告訴状を受理したか否かは現在不明です。

3件目は、県立天草高校教諭が児童福祉法違反の容疑で6月19日(火)に逮捕された事案です。男性教諭は(33歳)平成30年3月上旬、県内の高校生に対し、18歳未満と知りながらみだらな行為をしたものです。

最後は、津奈木町立津奈木小学校教諭が県迷惑行為条例違反の容疑で6月24日(日)に逮捕された事案です。男性教諭は平成30年6月23日(土)午後9時30分頃、水俣市内のトイレでスマートフォンによる盗撮を行なったものです。

次に教育委員会としては、このように立て続けに事案が発生していることに対して非常事態と考え、次のような対応を図ることとしました。

主に3点説明します。2頁を御覧ください。

まず、1点目は6月19日(火)の県立天草高校教諭の逮捕の翌日、6月20日(水)に全ての公立学校の教職員一人一人に対し、教育長緊急メッセージ「教職員の皆さんへ」を送付しました。

併せて、各学校には、配付資料にあります「教職員の不祥事根絶を目指して—あなたは大丈夫ですか?—」の不祥事事例研究テキスト等を活用し、個々の教職員がこれまで発生した不祥事を他人事とせず、自分のこととして真摯に受け止めるよう研修の依頼をしております。

2点目は、明日7月4日(水)に臨時県立学校長・教育事務所長合同会議を開催します。教育長訓示、事案の説明、高校教育課 高橋課長補佐より講話をいただき、不祥事根絶について、改めて指導の徹底をお願いすることとしています。

3点目はお手元の資料「教職員の不祥事根絶を目指して—あなたは大丈夫ですか?—」の不祥事事例研究テキストの刷新に取り組むこととしました。改訂版を7月上旬までに作成し、夏季休業中に研修で活用していただく予定です。

以上が、現時点での教育委員会としての主な取り組み対応です。

今後、県民の皆様の信頼回復への道のりは遠く険しいものになると思いますが、二度とこのような不祥事を起こさないよう取り組んで参ります。また、今後、懲戒処分が想定される事案につきましては、学校、県警と連携を図りながら、早急に事実把握に努め、厳正に対処して参りたいと思います。

学校人事課の説明は以上です。

教育長

今の報告につきまして、質問等がございましたらお願いします。

吉田委員

本当に暗澹たる気持ちになります。マニュアルには本人のコメントが掲載されています。これは生の声だけに迫力がありますが、「なぜそうしたことになってしまった」のかはわかりません。そうした行為に至った原因を明らかにすることが重要だと思います。また、研修で校長に対するメッセージを発信し、その校長が教職員に伝達することの必要性は言うまでもないが、さらに踏み込

んだ調査がいるのではないのでしょうか。例えば、飲酒、セクハラ、体罰に関していつも思うのですが、問題が起きたのは初めてで、周りも驚いたのか、それとも「やっぱり問題になってしまったか」と思われるようなものなのか、いずれでしょうか。もしも「問題を感じていた」のであれば、それをどうして言わなかったのか、あるいは言えなかったのかが問題になってきます。そこには制度や個人情報に関わる問題もあるのですが、そうした点も考えていけないといけません。私自身は個人的には「青天の霹靂」というよりも「やっぱり」というケースがあるのではないかと考えています。こうしたところまで踏み込まないと同じ事が繰り返されるような気がします。セクハラについては、子どもとの関係もあるので難しいところがありますが事前に子供からの情報は全く無かったのか。子ども本人だけでなく周りからも無かったのか。そのあたりも押さえていけないといけません。金銭的な問題については複数で管理するのは当然のことです。ところが、建前は複数ですることになってはいるが、「忙しいからあなたやっつけてね」といったケースはおそらく日常茶飯事だと思います。そうしたことを考えると、金銭や通帳は特定の場所、それも関係者からはいつだれからも見られるところに置くといったことが徹底されないといけません。また、同じ教員だと、「あなたやっつけてね」となってしまうのではないか。その点では、立場の違う2人で管轄する等のルールを厳格化せざるを得ないように思います。

学校人事課長

御指導ありがとうございました。実は、今委員からおっしゃられたとおりに初めてなのか、これまでもそういう予兆があったのかという点につきましては、我々も非常に重要視しております。そういう意味では明日も会議がございますが、各管理者の方々には、普段の観察と言いますか、生活状況、管理者だけではなくてですね周りの教職員からのいろいろな情報だったり、もちろん生徒からのいろいろな会話の中での糸口、そういったものをきめ細やかに抽出していくことについて、呼びかけをしたいと考えております。そういうことにはいろいろなことを話し合える風通しのある職場作りというのが非常に重要だと思っておりますので、引き続きその点を重要視しながら、管理職と共に対応して参りたいと思います。

また、金銭の問題につきまして、ダブルチェック等が曖昧になるのではないかという御指摘がございました。学校現場におきましては、公費会計だけでなく、私費会計等のいろいろな会計処理が必要になってきております。その中で、今回不祥事が1件起きているわけではございます。これにつきましてはですね、学校徴収金のマニュアルを作っております、作って通知しましてすぐに不祥事が起きたところもありますので、このような部分を徹底して参りたいと思っております。会計に慣れていない職員も多い状況にありますので、現在、そういった方々にもわかりやすいようなチェックシートあたりを作ろうかと作業を進めているところでございます。もちろん監査をしていただく保護者の方々にもですね、こういうチェックをしていただき、考えていただくというツールもですね検討させていただいておりますので、なるだけ急いでその作業の方も進めて参りたいと思っております。

木之内委員

本当に数多くの不祥事が続いているのですが、さっきのPTAの話でもち

よっとそうかなと思うのですが、聞かせたい人に本当に伝わっているのかというその方法論。我々は、教育委員会になると確実に事案が上がってくるので何回も目にしているのに、自然と伝えているような気持ちになっている。ところが現場においてですね、本当に先生方も忙しい中にむしろ本当に一人一人の先生にどのくらい気持ちの中に伝わっているのかというそのへんのところの検証が必要かなあと思うのですよね。やはりかなり日常の忙しい業務の中で、自分は大丈夫と思っていることが、思いがけないちょっとした盲点になっている。その所を色々と作られていることももちろん我々も知っているのですが、そのへんを改めてもう一度ですね、一人一人に伝わっているのか検証がいるのかなと思う。

櫻井委員

教育長の教職員の皆様へというところの2ページ目の2行目ですが、熊本県全体として信頼を失い、県民の皆様から再び信頼を取り戻すことは並大抵の事ではありませんというところは、本当に教育長の心からの叫びではないかと思えます。そう見たときに、今度、この「あなたは大丈夫ですか」を見たときに非常にマニュアルっぽくなってしまっていて、もちろんあるべき姿はここに書いてあるのですが、4番目の本人のコメントのところは本当に御本人が困ったという話ばかりで、メリット・デメリットの話ばかりなのです。だから教職員全体の信頼や信用を失わせてしまったというコメントがほとんど無いのは非常に残念な事かなと感じまして、このところが空回りじゃないかなと個人がこういう目に遭いましたというのは、ある意味自業自得です。やはり全体の信頼や信用を無くしたというのはそういうところが足りないのでこういうことをやってしまうのかなと思うので、そのへんの検討をお願いします。

学校人事課長

御指摘ありがとうございます。先ほども申しましたとおり、策定しまして8年ほど経っております。先ほどICTの話もありましたとおり、非常に時代の流れも加速化しており、この当時考えていなかったような、状況もあるわけがございます。もちろん委員がおっしゃいましたとおり全体にどういう影響があるのかという視点を盛り込む必要があるため、今度のリニューアルの際にそのへんの視点を盛り込んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

教育長

ありがとうございました。

その他はございませんか。

この件に関してはよろしいでしょうか。

各委員

了解。

○報告(2)「大阪北部を震源とする地震に係る学校支援チーム派遣について」

教育政策課長

教育政策課でございます。報告(2)として、「大阪北部を震源とする地震に係る学校支援チーム派遣」について、ご説明させていただきます。1ページの上段を御覧ください。

6月18日の地震発生後、翌19日から23日までの5日間、被災地の教育活動や子供達の心のケア等に関する支援のため、学校支援チームを大阪府に派遣しました。1ページの下段を御覧ください。

大阪府教育委員会のほか7市町教育委員会、6小中学校において支援を行いました。

2ページの下段を御覧ください。

19日の夕方には大阪府教育庁を訪れ、担当者に学校再開前後の活動内容について助言いたしました。

3ページの上段を御覧ください。

20日には、震源に近い高槻市の教育委員会を訪れ、市の教育長を始め、担当者に通学路の安全確保や防災教育等について助言を行いました。

次に下段を御覧ください。

21日から22日にかけては、大阪府教育委員会と高槻市教育委員会からの要請を受け、高槻市内の小中学校6校で、通学路の安全確保等の支援を行いました。

4ページの上段を御覧ください。

高槻市内の小中学校6校で、校長先生を始めとした教職員に、心のケアや学校再開後の防災教育について助言を行いました。

下段を御覧ください。

21日には、震源に近い6市町の教育委員会を訪問し、「防災教育と心のケアハンドブック」を活用しながら、学校再開後の心のケアと防災教育について、助言を行いました。

5ページを御覧ください。

今回の派遣では、支援先の方々から、「防災教育と心のケアハンドブック」は、心のケアや防災教育など即実践できる内容で分かりやすく助かりました。今後も相談させてほしい。などの声をいただきました。

以上については、県教育庁のトップページの「熊本県の主な施策」の「熊本県学校支援チーム」をクリックしたところにも掲載しております。

また、6月25日の知事への報告会が掲載された、新聞のスクラップをお手元にお配りしております。

県教育委員会としても、引き続き、学校の防災体制の充実強化に取り組んでまいります。

教育長

このことについて、何か御質問等はありませんか。

吉田委員

参考情報ですが、阪神大震災を経験した京都大学の矢守克也教授がいらっしゃいます。矢守氏の奥さまが熊本の出身で熊本地震も間接的に経験されています。現在、熊本日新聞の「論壇」を「連載されています。先日は「想定外は1つも無い」というキーワードで書かれていた。私たちは、「知っておくべきことを知っておくことが大事だ」という視点は教訓になると思いました。

教育長

この件に関してはよろしいでしょうか。

各委員

了解。

* ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人の退室を指示した。